

高監委第 54 号
平成28年12月20日

高島市長 福井 正明 様

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 前川 勉

財政的援助団体等の監査結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した財政的援助団体等に係る監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

財政的援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称 公益財団法人藤樹書院
代 表 者 代表理事 上山 基継
所 在 地 高島市安曇川町上小川2 1 1 番地
所管部局 教育総務部 社会教育課

第2 監査期間

平成28年8月29日（月）から平成28年12月13日（火）まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が平成27年度および平成28年度監査時点において執行した、補助金および指定管理料に係る出納その他事務

第4 監査の方法

財政的援助および指定管理施設の管理運営業務に係る出納その他事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、当該監査対象団体および所管部局から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合、確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

第5 団体の概要

(1) 目的

近江聖人中江藤樹先生の遺徳を千歳に崇うし民徳の磨励文教の興隆に資することを目的とする。（定款第3条）

(2) 組織（平成28年6月30日現在）

役 員 理事5人（代表理事1人、常務理事1人、理事3人）、監事2人
評 議 員 9人
案内スタッフ 6人

(3) 運営状況

○藤樹書院

当該団体の案内スタッフが藤樹書院の来訪者に対して、史跡の案内や中江藤樹の教えを説明するとともに、遺品の保管・展示をしている。

祭典については、「講書始め（1月11日）」、「立志祭（3月7日）」、「常省祭（7月23日）」、「儒式祭典（9月25日）」の年中行事を行っている。

また、1年を通じて講座、講話会を開催している。

【平成27年度講話会開催状況・参加人員】講話会32回、参加人員1,020人

○良知館

藤樹書院の来訪者のための休憩スペースとして、また中江藤樹の教えのパネル展示やビデオ放映の場所として管理運営している。

開館時間：午前9時～午後4時30分まで

休館日：なし

入館料：無料（藤樹書院とも）

良知館 来館者数の推移

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
来館者数	5,261	4,751	6,285	5,378	6,355	5,633

(4) 事業概要

○藤樹書院（定款第4条）

- ①藤樹先生の遺跡の保存
- ②藤樹先生の祭典の執行
- ③藤樹先生の顕彰物品の頒布
- ④藤樹書院講座及び講演会の開催
- ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

○良知館（基本協定書第3条）

- ①中江藤樹の教えの普及および啓発
- ②国史跡藤樹書院跡の来訪者に対する案内、休憩等の便宜の供与
- ③その他良知館の設置の目的を達成するために必要な業務

(5) 団体に対して支出した公金

監査実施時において、市が団体に対して支出した公金は次のとおりである。

○補助金

(円)

年度	補助金名称	補助事業名	補助対象経費	交付決定 補助金額	支出済み額	備考
H27	生涯学習 関係補助金	文化事業 の活性化 支援事業	1,944,345	1,700,000	1,700,000	藤樹先生顕彰 事業
H28	生涯学習 関係補助金	文化事業 の活性化 支援事業	1,871,000	1,700,000	1,360,000	藤樹先生顕彰 事業
H28	生涯学習 関係補助金	文化事業 の活性化 支援事業	3,382,000	3,000,000	3,000,000	藤棚改修事業

○指定管理料

(円)

年度	指定管理料	支出済み額	備考
H27	2,469,000	2,469,000	H28. 1. 25 支出
H28	2,469,000	1,851,750	H28. 10. 11 支出

(6) 団体に対する公金の支出の根拠

○補助金

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市生涯学習関係補助金交付要綱

○指定管理料

- ・ 地方自治法第244条の2
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 高島市良知館の設置および管理に関する条例
- ・ 高島市良知館の管理運営に関する規則

第6 監査の実施日

平成28年11月11日（金）

第7 監査の結果

監査の結果、財政的援助および指定管理施設の管理運営業務に係る出納その他の事務について、概ね適正に行われているものと認められたが、以下のとおり改善・留意すべき事項等が見受けられたので、当団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正な事務処理に留意されたい。

○団体関係

(1) 案内当番謝礼の基準について【指導事項】

良知館の案内当番は午前・午後に分けてそれぞれ1人ずつが来訪者の対応をしており、半日分として各2,000円の謝礼が支払われていた。また、案内当番は役員のほか案内スタッフが割り当てられ、同様に謝礼が支払われていた。

これに関して、「理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準（役員及び評議員の報酬等に関する規程）」第3条では、「役員及び評議員の報酬は、藤樹書院又は良知館の当番を務める都度日額4,000円を支給するものとする。」と規定されているが、半日の場合の金額および案内スタッフへの謝礼支給については基準に明記されていなかった。

また、謝礼の支払いは、1か月間の当番回数を集計して翌月初めに支払われているが、支払時期についても基準に明記されていなかった

案内当番謝礼は、良知館の管理運営経費および生涯学習関係（藤樹先生顕彰事業）補助金の対象経費の多くを占めるものであり、その支出の根拠を明確にしておく必要があることから、謝礼の金額、支払い対象者、支払時期について、報酬規程に明記されたい。

(2) 謝礼の源泉徴収所得税について【指導事項】

案内当番謝礼については、源泉徴収所得税を控除せずに現金支給しているとのことであつたが、所得税法204条には「居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、こ

れを国に納付しなければならない。」と規定されている。

所得税の源泉徴収については、報酬、給与などの種類によって適用する法令等も異なるものであるが、継続して支払われていることから、所轄税務署に確認し、適法に対応されたい。

(3) 案内スタッフの傷害保険料の支出について【指導事項】

出納帳簿等を確認したところ、案内スタッフ15人分の傷害保険料が良知館の経費として支出されていたが、15人のうち7人は藤樹書院の案内スタッフであった。

案内当番謝礼が藤樹書院と良知館に分けて支出されていることから、同様に案内スタッフの傷害保険料も謝礼に応じた会計区分から支出されるよう改められたい。

○所管部局関係

(1) 団体会計に対する指導監督について【意見】

藤樹書院と良知館の両施設の運営経費はそれぞれの会計に区分されていたが、上記の傷害保険料など両施設に共通する経費の区分方法について、改善が必要な事項が見受けられた。

市は、藤樹書院の運営経費を補助し、また良知館には指定管理料を支出しており、それぞれの会計は明確に区分される必要があることから、所管課においては、当該団体の会計処理が適正に行われるよう、指導助言に努められたい。